

環境水等の放射性セシウムモニタリング コンソーシアム運営会則

制定 平成 28 年 10 月 1 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程(17 規程第 44 号)に基づいて設置する環境水等の放射性セシウムモニタリング コンソーシアムの運営等に必要な事項について、次のように運営会則(以下「本会則」という。)を定める。

(設置)

第 1 条 国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)地圏資源環境研究部門に、環境水等の放射性セシウムモニタリング コンソーシアム(以下「本コンソーシアム」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 本コンソーシアムは、環境水等の放射性セシウムモニタリング技術の普及・発展・技術の向上を図ることで、技術の信頼性を高めるとともに、合理的なモニタリングの実施、さらに国際社会への貢献を目的とする。

(事業)

第 3 条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の事業(以下「本事業」という。)を行う。

- 一 国内における環境水等の放射性セシウムモニタリングの研究会開催
- 二 国内における環境水等の放射性セシウムモニタリングの技術研修会開催
- 三 環境水等の放射性セシウムモニタリングの精度評価試験の実施
- 四 環境水等の放射性セシウムモニタリングの技術資料の改訂
- 五 国際的な情報発信・連携

(会員)

第 4 条 本コンソーシアムは、第 2 条の目的に賛同し、前条に規定する事業の推進を図る者で、次条第 2 項に基づき入会を承認された次の各号に掲げる者(以下「会員」という。)で組織する。

- 一 第 15 条第 1 項第 1 号に定める会費を納めた法人又は団体（以下「法人会員」という。）ただし、同四号に該当する場合を除く。
- 二 第 15 条第 1 項第 2 号に定める会費を納めた個人（以下「個人会員」という。）ただし、次号に該当する場合を除く。
- 三 第 15 条第 1 項第 3 号に定める大学・研究所また当該機関に所属する個人（以下「公的研究機関会員」という。）
- 四 第 15 条第 1 項第 4 号に定める官公庁又は地方公共団体の法人（以下「特別会員」という。）

（会員の入退会等）

第 5 条 本コンソーシアムに入会を希望する者は、入会申込書を会長あて提出するものとする。

- 2 会員の入会については、第 9 条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認をもって入会を決定するものとする。
- 3 会員は入会申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 4 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。この場合、退会以前に納付した第 15 条に規定する会費は返還しない。また、会費の未納又は不足の場合には、これを完納しなければならない。
- 5 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は運営委員会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして第 15 条第 1 項に規定する会費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 三 本コンソーシアムの目的を逸脱した行為のあったとき
 - 四 本コンソーシアムの他の会員の利益や名誉を棄損する行為のあったとき
 - 五 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 本事業に参加する権利を有する。
- 二 第11条に規定する総会において議決権を有し、総会出席にあたってはその議決権を他の会員に書面により委任することができる。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 会員は、第15条第1項に規定する会費を負担するものとする。
- 二 会員は、第15条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
- 三 会員は、本コンソーシアムの定める規約その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は運営委員会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

(役員)

第7条 本コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長1名 産総研に所属する職員のうち、地圏資源環境研究部門長が指名した者とする。
- 二 副会長若干名 会長が選任し、総会の承認を得た者とする。
- 三 監事1名 会長が選任し、総会の承認を得た者とする。
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長が欠けたとき又は事故のあるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、本コンソーシアムの収支状況を監査する。
- 5 役員任期は2年とし、再任を妨げないこととする。ただし、設立当初の役員任期については、本会則の施行日から平成29年度第1回総会開催日までとする。

(アドバイザー)

第8条 本コンソーシアムの運営全般にわたり学問的あるいは行政的立場から助言を与えるアドバイザー若干名を置くことができる。

- 2 アドバイザは、会長が指名するものとする。

(運営委員会)

- 第9条 本コンソーシアムの運営を円滑にするため、運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、会長及び会長の指名する会員から構成される。
 - 3 会長は、本コンソーシアムの運営上、必要と認められるときに運営委員会を開催することができる。
 - 4 運営委員会の委員長は、会長が務める。
 - 5 運営委員会は、総会に議案を提出する。
 - 6 運営委員会の事務は次条に規定する事務局が行うものとする。

(事務局)

- 第10条 事務局は、本コンソーシアムを運営するために運営委員会を支援し、次の各号の業務を行う。
- 一 入会に係る手続業務
 - 二 本コンソーシアムの関連機関及び会員との連絡調整業務
 - 三 ホームページの運用、講演会等の開催等の広報業務
 - 四 総会及び運営委員会の円滑な運営に関わる業務
 - 五 その他会長が必要と認める業務
- 2 事務局は、産総研地圏資源環境研究部門に置き、当該室に所属する職員等が務めることとする。

(総会)

- 第11条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。
- 2 総会の議長は会長が務める。
 - 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次に掲げる事項を決議する。
 - 一 事業計画及び第15条に規定する運営費に係る収支予算
 - 二 事業報告及び第15条に規定する運営費に係る収支決算
 - 三 その他、運営に関する事項
 - 4 総会は会員の過半数以上の出席をもって成立し、提出議案は議決権を有する出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 5 会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第13条 本コンソーシアムに環境水等の放射性セシウムモニタリングの普及に必要なワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置を希望する会員は、ワーキンググループの名称、代表の候補者名、ワーキンググループの活動内容、ワーキンググループの設置理由、その他必要な事項を事務局を通じて会長に文書で申請する。
- 3 ワーキンググループの設置の可否は、運営委員会で決するものとする。設置が決定されたワーキンググループの構成は、本コンソーシアムのHPにおいて公開するものとする。
- 4 各ワーキンググループは、総会にて当該年度の成果を報告する。

(会計年度)

第14条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度は本会則の施行日から当該年度の3月31日までとする。

(運営費)

第15条 本コンソーシアムの運営費は、主に会員からの会費をもって充てる。ただし、設立初年度の会費については、各号に規定する額の半額とする。(消費税含む)

- 一 法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、10万円とする。法人会員は、研究会、技術研修に参加する権利を有する。また、精度評価試験に参加する権利も有する。
- 二 個人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、3千円とする。個人会員は、

研究会に参加する権利を有する。

三 公的研究機関会員については、会費は徴収しない。公的研究機関会員は、研究会に参加する権利を有する。また、技術研修、精度評価試験についても定員に空きがあれば参加可能とする。

四 特別会員については、会費は徴収しない。特別会員については研究会へ参加する権利を有する。

また、会長が特に認めた者については、会費徴収を行わない。

2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行おうとする場合には、総会で議決のうえ、会員から臨時費を徴収することができる。

(予算及び決算)

第 16 条 予算及び決算は運営委員会で立案する。

2 当該事業年度の収入及び使途並びに経理状況を、会長が運営委員会に報告するものとする。

(情報の取扱い)

第 17 条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第 18 条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

2 前条第 2 項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(解散)

第 19 条 本コンソーシアムの年度途中の解散は、本コンソーシアムの目的が達成されたと認められる場合、経営が困難となった場合等に、運営委員会及び総会の議決をもって会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第 20 条 本会則の改廃は、総会の議決を経て行う。

(設置期間)

第 21 条 本コンソーシアムの設置期間は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、総会において事業継続が議決された場合、1 年間更新するものとし、それ以降も同様とする。

(協議)

第 22 条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

附 則

この会則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。